

第6回知的財産保護官民合同訪中代表団（実務レベルミッション）結果報告

平成20年10月31日
国際知的財産保護フォーラム
第1プロジェクト

国際知的財産保護フォーラム（IIPPF）は、9月21日から25日にかけて、東芝テクノセンター(株)の加藤泰助・取締役社長を団長とする第6回官民合同訪中団を北京へ派遣した。

IIPPFでは、平成17年から「協調と支援」という、日中両国が互いに協力し知財侵害問題を改善して行く方針を打出している。本年3月にはパナソニック(株)の中村会長が座長に就任したが、この方針は引き続き堅持されている。

今回のミッションでも、商標局や海関総署などの執行機関を訪問し、これまでIIPPFが提出した建議事項につき再度討議したほか、日中双方にとり効果的な協力支援事業の実施に向け意見を交わしている。

また、代表団本隊の派遣に先立ち、19日に上海で、21日には北京で、中国IPG・IIPPF間の中長期な連携方法につき、双方の関係者が意見交換を行った。

1. 中国側機関との意見交換

協力

<国家質量監督検験検疫総局>

- 取締りに必要な情報は、模倣業者の所在地や社名、侵害行為の形態、法規違反及び真贋判定の証書。ただ、鑑定用の情報に不備があれば、行政訴訟へ発展する可能性に注意。
- 現在当局内部に、案件を受付け、処理するためのシステム構築中。
- 日本側が望むなら、中央官庁間での交流（政策、法制度、案件の指導監督等の研究活動等）を、検討する用意あり。

<海関総署>

- IIPPF等の協力により、日本の権利者に係る摘発は、点数で国別7位、金額では国別3位にまで増えた。
- 末端の職員にも分かるよう、また携帯可能なように、真贋判定方法の簡潔化を要望。
- 真贋判定の迅速化を図るため、研修内容の更新を要望、また、疑義物品の商標の検索方法につき、IIPPFと協力し見出したい。

<独占禁止・反不正競争防止法執行局>

○セミナー開催は有意義だが、開催方法と対象レベルについては要検討。

要請

<国家質量監督検験検疫総局>

①「違法ラベル農薬」に対する取締り強化

○各機関が法規に従い取締りを行っているほか、農業生産財の監督管理のため、「農業生産財模倣品摘発」と呼ばれる省庁横断的な取組を実施。

②再犯者に対する罰則強化

○再犯者への刑事責任追及については、司法当局と協議すべき事案。

○他地域での再犯活動防止のため、違法記録を登録するシステムを構築する予定。現在関係部局と協議中。

③流通領域での摘発

○中央では、TSBとAICの所管領域は原則どおり。一方、地方では原則に従い区分されていない地域もある。

④経済産業省との共同文書

○案件処理状況に係る情報については、権利者に対し適法な範囲で公開の予定。

○地方での不適切な法執行事案の是正については、改正製品品質法や新たな食品品質安全管理規定により、地方の責任が明確化された。問題があれば地方当局は厳しく追及される。

○覚書の締結について、総論では異論はないが、しっかり手続きを踏む必要がある。

<海関総署>

①適切な情報提供のあり方

○ホワイトリストがあれば、海関での検査を省略でき、スムーズな通関が可能となる。

○ホワイトリストの関連として、現在適法者データベースを構築中。システムから入力可能だが、現段階では削除は不可、更新はマニュアルのみ。

○差し止められた物品のうち、「3分の2が真正品」である点について、企業に影響が生じるため、真正品のデータは開示できない。

○今年6月に発出された「ブラックリスト・ホワイトリストの更新停止」とは、リスト管理から格付け分類への移行を意味する。ブラックリスト、ホワイトリストは今後も活用される。

- ②過去の建議事項の海関保護条例実施弁法改正（案）への反映状況
- 権利者が疑義物品のサンプル（一部で写真も）、仕向け先情報を入手可能とする規定を盛り込む予定。
- 鑑定期間の延長は盛り込まれない。
- 担保金の返済期限を明確に規定するのは困難。権利者に対する担保金の明細書の提供については、改正弁法に触れられる見込み。
- 没収品の処分結果通知と処分決定通知の両方を送付する点については、取捨選択が必要。

<農業部>

- ①臨時登録制度の早期撤廃
- 同制度について、中国政府としては、「諸外国の制度、FAO、WHOの基準に照らし策定されており、制度として問題ない」との立場。
- また、制度の導入以来、知的財産権を侵害しているとの事例は一つもないと認識。
- 正式登録と一本化し、完全な登録制度の導入が最終目標。

- ②特許を侵害した農薬について
- 農業部としては、基本的に侵害品の流通を認めていないとの立場。
- 農薬の輸出の際には、農薬検定所が発行する輸出証明書が必要だが、化学品として輸出されると農業部は取り締まれない。

- ③違法ラベル農薬の取締りについて
- 毎年開催される農業部主催の「農薬見本市」に出展されている違法ラベル農薬については、展示会の主催者である農薬検定所以外の部門の所管となるが、（同検定所から）違法業者を発見し次第、報告するよう要請された。
- 農薬工業会では、この種の違法ラベル農薬が発見されれば、違反者に警告状を送付しており、農薬検定所にもその全てのコピーを送付済みである、とコメントした。

<独占禁止・反不正競争防止法執行局>

- ①「傍名牌」取締り要請に係る具体的手続き
- 原則地方のA I Cへ要請。総局では、複数の省にまたがる案件、社会的影響の大きい案件、他局（国務院等）から移送された案件など重要なものを扱う。

- ②日本ブランドの「傍名牌」取締り強化のお願い
- 日本企業が被っている傍名牌の被害対象リストを後日日本側から提出。
- 日本地名の商標問題については初めて聞いた。企業商号の登録に際しては馳名商標DBでチェックしているが、DBへの情報提供は不可。

③再犯対策強化

○改正反不正競争防止法で対応予定。

④行政執行基準の確立・適正な法執行の確保

○全国での行政執行の統一性強化を目的とした「行政処罰程序規定」「行政処罰案件聴証規則」の施行から1年が経過。後者に基づき開催される公聴会について、総局レベルでは知財に関するものはない。

○行政機関が企業の信用記録や違法記録等を随時参照できる「金信プログラム」はチベット以外で運用を開始。

⑤他人の商品形態の無断使用禁止

○改正反不正競争防止法に関連規定を記載する方向で検討中。

<商標局>

①外国周知の未登録商標の冒認出願からの保護

○「無印良品」の事例は、商標法41条3項の「その他不正な手段」で登録されたものと見做され、登録が抹消された。ただ、この判決を踏まえ、41条の審理基準を変更することはない。

○海外の著名商標や地名をDB化し、業務審査会議を開き真剣・慎重に審査することで、悪意による登録を認めないよう最大限努力。

○アニメのキャラクター名などコンテンツの冒認事例については、今後審査官に検討させる。

②日本の地名の冒認出願からの保護

○中国国内で周知の外国地名は法律により商標登録を認めないが、中国で他の意味がある場合に登録を認めている。ただ、同国の対外開放の状況により、国内での周知性、さらに審査基準は変化する。

○来年開催予定の日中商標長官会合などを通じ両国間で議論。

③ 商標の審査時の情報提供

○情報提供制度を設けると、審査に時間が掛かる恐れ。今後の法改正で検討。

④ 犯被害事案、巧妙化被害事案について

○再犯の原因は、①行政処罰の過料に限界がある、②違法行為がなかなか発覚しない点（10件のうち1件発覚）。

○取締り強化には、企業からの情報提供、特に調査会社を活用した情報提供が有用。行政処罰と民事訴訟の連携も効果的。

○経産省の調査について、各事例に関し詳細な情報があると良い。

<公安部>

①著作権侵害罪（刑法第 217 条）の構成要件について

- 同条項によれば、著作権者の許諾を得ず、文字作品、音楽・映像などを複製・発行した場合に処罰の対象となる。ここに記載されている「その他の作品」については、法の趣旨に基づく解釈が必要。
- 刑法第 217 条の定義と著作権法第 3 条の例示は同意と理解（王副処長、許副処長）。定罪・量刑基準が引き下げられた 217 条（著作権侵害罪）を適用できれば、物価局での価格算定の問題もなくなる可能性がある。
- 同解釈の地方への浸透が課題。

②再犯対策強化について

- 刑事移送基準（侵害額で 5 万元以上）に満たない侵害行為を繰り返し行った場合、刑法第 213 条の司法解釈第 1 条第 1 項第 3 号により刑事罰の対象となる「その他の情状がひどい場合」に含み得ると回答。
- ただ、こうした中央での解釈を、地方の公安局へいかに浸透させるかが課題。

③刑事移送の適正化について

- 不法経営金額の算定は、価格鑑定センター（物価局の下部機関）が実施。価格の算定については、2004 年に公布された司法解釈に基づく。算定上何か不透明な点があれば、事実に基づき公安から意見を提示。
- 検察への刑事移送は年間 300～400 件。行政当局が調査を行う段階で、刑事移送基準を満たす案件については、すぐに公安へ連絡し、その後合同で捜査を行うよう指導する覚書を AIC や税関等と交換済み。

その他

<国家知識産権局・保護協調司>

- 国家知識産権局（S I P O）の知的財産保護戦略の策定部門と、商務部の保知弁にあった知財保護部門が一体化した組織。
- 国家知的財産戦略綱要が本年 6 月に公布。同綱要は、知的財産の創造・保護・活用・管理の推進が目的。
- 保護協調司の機能は、1）同綱要の実施における各機関との調整・情報収集、2）知的財産権の保護業務。
- 1）について、知的財産は様々な種類に分けられ、関係者も多い。これに対処するため、国家レベルの調整を行う戦略協調処、業界に対して調整を行う業界戦略処、地方に対して調整を行う地方戦略処を設けている。
- 中国では各地で経済発展の度合いが異なるため、地方戦略処では地方の知財戦略を集め、分類し、各地の優位性に合せた戦略を策定するよう指導。
- 2）については、知的財産権保護所を設け、S I P O を含む関係機関での行政処罰について調整、知的財産保護白書の作成・発行を行っている。

2. IIPPF・IPG間の中長期的協力の方向性について

- IIPPFとIPGは、相互に情報と目標を共有し、諸活動で連携を図ることが、中国での活動の発展且つ知財権問題の中長期的な解決に資するものと認識。
- 09年1月又は2月に活動計画について意見交換を行い、これ以降はミッションの派遣前に再度集まり、連携に向け話し合いを行う。
- ①「模倣ビジネスをしにくい環境の実現」、②「模倣品対策従事者（中方）の意欲向上をはかる」、③「制度の隙間を突く（巧妙な）手口に対応できる制度構築・運用の実現」、④「中国における知財権保護意識を高め、消費者の安全・安心を確保する」などの中期目標を睨みながら、今後の連携について考えて行く。
- IPGや各工業会、日本政府と連携し、中国政府へ建議・強調して行くための「場」としての機能を強化するため、IIPPFのステイタスを高めて行く。

以上

参加者一覧

(実務者レベル)

企業参加者

団 長	加藤 泰助	東芝テクノセンター株式会社 取締役社長
	小澤 潤	キヤノン（中国）有限公司 法務部 知識産権科 経理
	林 政克	シャープ株式会社 上海代表処 主事
	宮下 令文	株式会社小学館集英社プロダクション 総務部 部長
	九十九 高秋	積水化学工業株式会社 知財法務グループ 理事
	琴寄 俊	ソニー株式会社 知的財産センター 企画管理部 担当部長
	加茂 廣	トヨタ自動車技術中心（中国）有限公司 知識産権部 部長
	東 泰成	株式会社日本電気特許技術情報センター IA創造サービス事業部 ブランディング部 マネージャー
	津田 小亮	農薬工業会（住友化学株式会社 農業化学業務室 嘱託）
	高木 誠	農薬工業会（クミアイ化学工業株式会社 国外部 部長）
	小藺江 健一	株式会社バンダイ 法務・知的財産部 ゼネラルマネージャー
	松本 幸子	富士通株式会社 知的財産権本部 知的財産戦略室
	別所 弘和	本田技研工業株式会社 知的財産部 朝霞ブロック ブロックリーダー
	加藤 秀司	本田技研工業（中国）投資有限公司 知的財産部長
	土屋 晶義	松下電器産業株式会社 IPR オペレーションカンパニー 参事
	関 章	松下電器産業株式会社 R&D 知的財産権センター グループリーダー

政府参加者

田川 和幸	経済産業省 製造産業局 模倣品対策・通商室 室長
分部 悠介	経済産業省 製造産業局 模倣品対策・通商室 模倣対策専門官 日本国弁護士
水落 洋	経済産業省 商務情報政策局 文化情報関連産業課 係長
猪俣 明彦	経済産業省 特許庁 総務部 国際課 課長補佐（模倣品対策班長）
近江 健司	内閣官房 知的財産戦略推進事務局 主査
金田 智之	外務省 経済局 知的財産室 調査員
大澤 俊彦	財務省 関税局 業務課 上席調査官
佐々木 吉彦	農林水産省 生産局 知的財産課 課長補佐
岩永 正嗣	在中華人民共和国日本国大使館 経済部 参事官
佐竹 健次	在中華人民共和国日本国大使館 経済部 参事官
土屋 暁胤	在中華人民共和国日本国大使館 一等書記官

事務局

谷山	稔男	日本貿易振興機構	北京センター	知的財産権部	部長
秋葉	隆充	日本貿易振興機構	北京センター	知的財産権部	副部長
王	瑩	日本貿易振興機構	北京センター	知的財産権部	
宮原	貴洋	日本貿易振興機構	上海センター	知識産権部	部長
森永	正裕	日本貿易振興機構	上海センター	知識産権部	部長
吉村	佐知子	日本貿易振興機構	在外企業支援	知的財産部	知的財産課 課長
粕谷	修司	日本貿易振興機構	在外企業支援	知的財産部	知的財産課 課長代理

通訳

蔡 院森

以上 3 5 名

以上

添付資料

・ 議事概要